

「(仮称)平塚市健康づくり推進条例の骨子(案)」についての パブリックコメント実施結果

1 実施概要

(1) 募集期間

平成28年1月15日(金)～平成28年2月15日(月)

(2) 配布場所

各公民館、ひらつか市民活動センター、各図書館、市政情報コーナー(平塚市役所本館5階)、駅前市民窓口センター及び平塚市健康課(平塚市保健センター3階)

なお、市ホームページにも掲載

(3) 応募方法

直接提出 平塚市健康課(保健センター内)

郵送 〒254-0082

平塚市東豊田448番地3 平塚市健康課 宛て

FAX 0463-55-2139

電子メール kenko@city.hiratsuka.kanagawa.jp

2 実施結果

(1) 意見を寄せていただいた人数・団体数

6人・3団体

(2) 意見の件数

18件

(3) 意見の内訳

意見の内容	件数
条例の骨子(案)の内容について	14件
条例の名称について	1件
市の施策について	3件

(仮称)平塚市健康づくり推進条例の骨子(案)意見一覧表(パブリックコメント)

項番	該当箇所	御意見	市の考え方
1	P 1 1 条例制定の背景と目的	健康長寿の地域社会の実現とあるが、どのような社会の姿か具体的に掲げる必要がある。例えば60歳以上の平塚市民認知症者の割合の目標値、同じく介護者の割合など検証可能な目標値が必要ではないか。 健康な状態の基準を明示し市民の表彰制度を導入することも考えてはどうか。市民の健康に対するベンチマークになると考える。	健康長寿の地域社会とは、「生きがいのある暮らしの実現に向けて、健やかな地域づくり・人づくりを進めていく社会」であると考え、平塚市健康増進計画(第2期)においても基本理念として位置付けております。 なお、この計画において具体的な指標を設定し、その目標値を定めております。 これらの目標を達成していくことにより、健康長寿の地域社会を実現することができると考えております。 また、御提案いただいた表彰制度については、今後の健康づくりの推進に関する施策を検討、実施していく際の参考にさせていただきます。
2	P 1 2 条例の概要 (1) 定義	健康づくりの健康とはどのような状態をさすのか？ 年間医療費ゼロの個人あるいは、医療費は発生しているが介護を受けていない個人を言うのかなどの考え方を共有することが必要。	本市における健康の定義は2つあり、1つは「病気や障がいがないこと」であり、もう1つは「病気や障がいの有無に関わらず、生きがいや自分の役割を持ちながらその人らしく生きること」であり、平塚市健康増進計画(第2期)に位置付けております。 この計画を推進していくことにより、健康に関する共通の認識を持つことができると考えます。
3	P 1 2 条例の概要 (1) 定義	市民を居住者、市外の方(活民)に分ける。 活民とは、国民、県民、市民で「日本国籍の原則を基本に」市民が来訪者に協力をお願いご依頼し、共に推進役をになう者であり、働く意義を味わうその心を大切にす。	この条例の骨子(案)における定義の中で、市外の方については、市民における定義の中の「働く人又は学ぶ人」、市外の方も属する「地域団体」や市内で事業を営む「事業者」に含まれているものであり、日本国籍に限らないと考えております。
4	P 1 2 条例の概要 (2) 基本理念	健康づくりは市民、地域団体、事業主及び市がそれぞれの役割とあるが、学校も明記したら良いのでは。 学校現場(小・中・高)の中で教育は欠かせない物だと思いますが。 特記した方がより分かりやすいかと。	学校現場における教育は欠かせないものであると同様に認識しております。 この条例の骨子(案)において、学校を特記していないのは、学校が、「地域団体」であるとともに、「事業者」の面も持ち合わせているため、これらに含まれているものと考えているためです。

(仮称)平塚市健康づくり推進条例の骨子(案)意見一覧表(パブリックコメント)

項番	該当箇所	御意見	市の考え方
5	P 1 2 条例の概要 (2) 基本理念	三行目の、『認識して「年代ごとに適応した活躍が出来るよう生き切る心構を持ちうけ、自立」推進』としたらどうか。	御提案いただいた内容については、この基本理念の1行目から3行目の「市民一人一人が生涯にわたり健やかで心豊かに生活できるよう全世代を通じて継続的に行われるとともに、健康が生活の質を高めるために不可欠であることを認識」に含まれているものと考えます。
6	P 2 2 条例の概要 (8) 健康づくりの推進に関する施策	<p>歯及び口腔の健康に関する施策 平塚市での治療で一番多いのが「歯周病」と言われております。つまりこういうことが分かれば市では市民に、そして各学校で歯みがきの徹底などをアピールし「歯周病」を減らすことができるのではないのでしょうか。 又、これを克服すれば次に1番多い病気を探し対策を立てる。つけ加えますとそういう細かい分析をする部署を改善すればもっと良くなるのではないかと考えます。</p> <p>生活習慣病の重症化予防に関する施策 1. 慢性腎臓病の予防と治療について 透析患者をこれ以上作らせないために、例えば「腎臓病のお話しと相談会」と市民向けに年1~2回程度開催し、市内のクリニックの先生や管理栄養士を講師にご協力をあおぎその実施をはかる。 2. 市内の小学校4年生と中学校2年生を対象に生活習慣病(特に透析にならないため)の講座を開催。小さい時から教育の一環に組み入れることができないか。 但し、教育委員会や先生、PTA・父母の会等ともよく相談して実現をめざす。</p>	健康づくりの推進に関する施策、施策を行う組織や関係機関との連携についての具体的な御意見とお見受けします。今後の健康づくりの推進に関する施策を検討、実施していく際の参考にさせていただきます。

(仮称)平塚市健康づくり推進条例の骨子(案)意見一覧表(パブリックコメント)

項番	該当箇所	御意見	市の考え方
7	P 2 2 条例の概要 (8)健康づくりの推進に関する施策	心の健康についての記述が必要。 ひきこもり、自殺、殺人などについても言及すべきであろう。 COPDも表記してはいかがなものか。	心の健康についても、(8)健康づくりの推進に関する施策の上から3つ目の施策で「休養及びこころの健康に関する施策」として規定しています。 ひきこもり、自殺、殺人やCOPD(慢性閉塞性肺疾患)などに対する具体的な施策については、平塚市健康増進計画(第2期)に位置づけており、この計画を推進、評価及び見直していく中で、それぞれの施策を行う組織や関係機関と連携を図っていきます。
8	P 2 2 条例の概要 (8)健康づくりの推進に関する施策	P 2(8)健康づくりに関する施策の項目が漠然としていると思う。 市民全員が対象という事なのかもしれないが、市民全体が健康になる為の条例ならば、社会的弱者(高齢者、貧困家庭、虐待児童、障害者など)に対する施策の記載があった方がより真実味があると思う。	健康づくりに関する施策の具体的な施策については、平塚市健康増進計画(第2期)において位置づけており、この条例の骨子(案)においては、その具体的な各施策の基礎となるものを位置づけております。 なお、この計画は、国の同様の計画と連携し、また、県の同様の計画を勘案した上で策定しております。 御指摘いただいております社会的弱者とされる方々への施策につきましては、今後この計画を推進、評価及び見直していく中で、それぞれの施策を行う組織や関係機関と調整する際の参考とさせていただきます。
9	P 2 2 条例の概要 (8)健康づくりの推進に関する施策	この件に直接関係ないが、健康な食生活に関する施策をすすめるのなら市立中学校の給食について再検討願う。	健康づくりの推進に関する施策についての具体的な御意見とお見受けします。 今後の健康づくりの推進に関する施策を検討、実施していく際の参考にさせていただきます。
10	P 2 2 条例の概要 (8)健康づくりの推進に関する施策	P 2(8)の生活習慣病の重症化予防に関する施策では、公民館で年一回行なう料理教室の無料参加券を健康診断の受診のお知らせと一緒に対象者(65歳以上)に郵送してほしい。	健康づくりの推進に関する施策についての具体的な御意見とお見受けします。 今後の健康づくりの推進に関する施策を検討、実施していく際の参考にさせていただきます。
11	P 2 2 条例の概要 (8)健康づくりの推進に関する施策	掲げる施策に、「自然の恵み大切に活力し切る生活に関する施策」と「情報の共有と発信、交流による活性化に関する施策」を追加したらどうか。	御提案いただいた施策については、健康づくりの推進に関する施策に間接的に関係する施策と考えます。 今後の健康づくりの推進に関する施策を検討、実施していく際の参考にさせていただきます。

(仮称)平塚市健康づくり推進条例の骨子(案)意見一覧表(パブリックコメント)

項番	該当箇所	御意見	市の考え方
12	P3 2条例の概要 (9)調査及び分析	一行目の、「市民の」を「市民及び活民の」にしたらどうか。 比較が出来る。市民と活民の差、その原因が分る可能性あり。 活民については、項番3を参照	項番3のとおり、「活民」は市民等に含まれていると考えます。
13	P3 2条例の概要 (10)協議会	市、市民、地域団体、事業者の役割及び人選、協働事業の実施など本条例を構築するプロセス、検証、改善などの手法を明確にすることが大事であろう。 協議会とはどのような組織で、委員はどのようにして人選されるのかの手順の明確化が望まれる。	御指摘の点については、(9)調査及び分析や、(11)情報提供等を規定することにより、その基礎的な部分を規定することになると考えますので、今後、具体的な手法を決めていく中での参考とさせていただきます。 また、協議会とは、市民健康づくり推進協議会のことを指し、その掌握事項や委員などについては、市民健康づくり推進協議会規則(平成25年規則第35号)に規定されております。
14	条例の骨子(案)全般	当条例(案)の作成する前提として、(第2期)とあり、当然第1期があったと推定する。 その第1期の計画と実績、その成果・反省の評価を踏まえて、次への課題・目標等が出て来ているはずである。 この第1期の評価・課題を示さずして、いきなり、条例案を市民に示して、意見を求めるのは進め方として如何なものか。 当然、事務方はそれらも踏まえ、その後の状況変化を加味して案を策定されているとは思いますが、市民としては、判断基準の一つとして上記も知りたい。	市の健康増進計画に係る周知が不十分であり申し訳ございません。 御指摘いただいております第1期計画につきましては、平成22年6月に策定しており、その第1期計画の評価を踏まえ、平成27年3月に第2期計画を策定しており、市の広報、ホームページ等で公表したり、各公民館等には閲覧用の冊子を配架したり、また、有償で頒布したりしております。 当条例を施行することになりました場合には、十分に周知期間を設ける予定でございます。
15	条例の骨子(案)全般	すべて漠然として理解しにくいので、具体的に定義してほしい。	具体的な定義については、平塚市健康増進計画(第2期)において位置づけており、この条例の骨子(案)においては、その具体的な定義の基礎となるものを規定しております。
16	条例の骨子(案)全般	すべて子供の頃、医食同源、自分のことは、自分で守るということを楽しく教えることが心も体も大事。	健康づくりの推進に関する施策についての具体的な御意見とお見受けします。 今後の健康づくりの推進に関する施策を検討、実施していく際の参考にさせていただきます。

(仮称)平塚市健康づくり推進条例の骨子(案)意見一覧表(パブリックコメント)

項番	該当箇所	御意見	市の考え方
17	条例の骨子(案)全般	大筋合意だが、文章読むのに息苦しくなる。句読点が少なく、ダラダラしていて読む気を無くさせる。もう少し直していただきたい。	条文にすると少なからず画一的な書式になってしまいますが、条例全体としてより分かりやすい表現ができるよう検討していくとともに、条例への理解を深めていただけるよう、条例の概要を記載したチラシの作成等を検討していきます。
18	条例の名称	「平塚市仕合せづくり推進条例」という名称がよい。	条例の名称については、「(仮称)平塚市健康づくり推進条例に係る名称の公募及び選考要領」及び「(仮称)平塚市健康づくり推進条例に係る名称選考審査基準」に基づき選考を行い、その選考結果については、条例に係る公表をもってお知らせいたします。

該当箇所におけるページ数は、条例の骨子(案)におけるページ数です。